

自然法の生成

—— 社会過程の予備モデルⅡ ——

遠藤 薫

人間が、その本性上、他者に対して収奪的な近視眼的利己主義者であり、しかも状況について不完全情報しかもたないとするとき、「社会はいかにして可能か？」というのが本稿の課題である。社会が可能であり、しかも「神の法」を所与としないならば、社会形成へと向かう道程において、「自然法」と呼び得るような普遍理性が自生したはずだ。本稿はその可能性を、論理シミュレーションによって検証しようとするものである。

まず第1に、各個人が他者に対して完全収奪的に行動するとき、考えている領域内の主体は、ただ一人をのぞいて、全員「死亡」することを示す。従って、各個人にとって完全収奪的戦略の完遂は、個人主義的・功利主義的な観点から考えても、十分な期待を保持しえるものではない。

そこで第2のモデルでは、完全収奪的戦略の実行によって利得をえられなかった個人は、気力の衰えからくる戦意喪失により、自己防衛権を保留した「平和主義者（非攻撃者）」に転向するものとする。このとき、時間経過とともにすべての個人が「自発的に」「平和主義者」になることがわかる。すなわちここに、消極的ではあるが一種の「普遍理性」（自然法）が自生する。

しかしながら、上記「普遍理性」は、個々人の内発性にのみ依拠するために、その安定性には疑問がある。そこで第3のモデルでは、収奪・平和の双方向戦略転換の可能性から生じる動態を観察する。このモデルでは、最終的に単独もしくは少数者の「平和状況」が現出する。しかし、ここで得られる「平和」は、果たして「社会形成」を導く「平和」なのか？むしろ「自然法」の無効性を証明するものではないか？この結果から直ちに何らかの断定的結論を導くのは短絡にすぎるが、少なくとも上記過程において、特に弱者側から、規範外部化の要請が生ずる可能性があることが示唆される。

0. はじめに

現代は漂流する正当性の時代であるといわれる。

あらゆる価値は相対化され、世界に関する了解基盤の経験的共有可能性の信念は失われた。このような相対性の時代にあっては、秩序は形式合理性の再生産循環として定式化される。

しかしながら、この形式合理性の正当性の根

拠について、われわれは未だ明確な理解を得ていない。また、この形式合理性が社会過程のあらゆる局面を必ずしも完全には被覆し得ないこと、従ってその適用時には上記合理性に含まれないルール群が暗黙に参照されていることも、多くの人々の認めるところである。こうした暗黙のルール群は、しばしば、「正義」、「公正」、「倫理」あるいは「自然法」などと呼ばれるが、その内容は多義的であり、既に冒頭で述べたよ

うな相対主義のもとでは、発生の起点、実効性のみならず、存立の基盤すら疑問とされざるを得ない。

こうしてわれわれは、トートロジーの無限循環の中で失語症に陥らざるを得ない。

本稿は、この無限循環の起点を探るため、コンピュータ・シミュレーションにより、社会形成過程の可能な経路を、実験的に検証しようとする試み〔遠藤：1991a, 1991b, 1991c〕の一環である。特に本稿では、相互収奪状況から、平和的相互交換状況が開かれる可能性に着目し、その過程における「自然法」観念の生成について検討するものとする。

1. 「自然法」の問題

さて、前記問題設定に基づき、本稿では、形式合理性（「実定法」）の適用場面において暗黙に参照されるようなルールを「自然法」と呼ぶ。そして、その存在の根拠、すなわち発生の起点を探ろうというわけである。

ただし、従来の社会学的文脈において、「自然法」という用語がきわめて多義的に用いられてきたこと（*1）は周知である。あえてそれらから古典的一般認識を抽出するならば、『「自然法」とは、宇宙秩序の中にテキストとして組み込まれている普遍法則であり、人間は「自然状態」（「自然法」を認識していない状態）から「理性」によって演繹的にこれを発見していく』（*2）と要約できるだろう。（*3）ここでは、ある「宇宙秩序＝自然法」（および、それに従属する存在としての人間）（*4）、そして人間にとって予め内蔵された「理性」（社交性／社会形成志向性を含む。すなわち、他者との共生を自らの利益の基盤として捉え、これに則りつ

つ、状況を的確に判断し、行動を選択する能力、と定義できよう）が、既に前提とされている。従って、「自然状態」は、前社会状態ではあるにしても、必ずしも野蛮であったり、闘争的であったりするものではない。むしろ他者に対して友好的であり、よって社会形成へと容易に接続可能な状態である。

しかしながら、今日問われているのは、あるいは今われわれが問おうとしているのは、

1) 自然法則としての宇宙秩序は存在するとしても、人間はその秩序から逸脱した（し得る）存在ではないか？

2) 「理性」とは社会内学習によって獲得される後天的形質ではないか？

3) もしそうであるならば、前社会状態としての「自然状態」において、「自然法」や「理性」を所与の前提とする事はできない

4) よって、「自然状態」が平和で友好的で社会志向的ある保証はない

5) にもかかわらず、社会が形成され、社会形成（安定）に有効な（暗黙の）ルール群として「自然法」という観念が生成されるのは何故か？という疑問なのである。これらの間に対して、上記古典的認識は明らかに無力である。

このような問いかけの先駆をなしたのがHobbesである。Hobbesは、「自然状態」を「自分たちすべてを畏怖させるような共通の権力がない間は、人間は戦争と呼ばれる状態、各人の各人に対する戦争状態にある」と規定する。この規定は、人間の「社会性」を予め前提せず、「社会形成」へと向かう誘因を「死に対する恐怖」に限定しているという点で、われわれの問題設定と重なり合う。ただし、彼は「自然法」自体は既に所与のものとしている。

従ってわれわれは、Hobbesを更に遡った地点から議論をはじめなければならない。

2. 「自然状態」、「理性」、「自然法」

ここで改めて、本稿における言葉の定義を明確にしておこう。

上記課題設定に基づき、本稿でいう「自然状態」とは、次のように定義される：

「自然状態」とは、未だ「社会」の存在しない状態、すなわち、特定の個体間に継続を前提とした何らかの関係が自覚的に結び結ばれていない状態をいう。

「自然状態」にある個人の行動の基本原理は、Hobbes のいう〈自然権〉の行使、つまり、「各人が自分自身の自然すなわち生命を維持するために、自分の力を自分が欲するように用いる」こととする。この原則に基づく行動を「合理的」と呼ぶ。

この「合理的行動」は、本稿モデルでは、「生存に必要な財の獲得」として集約的に表現される。そして、「財獲得方法」のデフォルト値は「収奪」とする。つまり、本稿の「自然状態」は、「相互収奪的」とであると仮定する。

次に、本稿では「理性」を次のように定義する：

「理性」とは、各個体が自らの経験に基づく状況評価に従って、自らの行動を選択する場合の内的準則をいうものとする。

また、各個体に対して所与とされる上記状況評価能力は、a)財の量的評価、b)自らの経験の記憶、c)相対する他者の攻撃意志の有無判定、に限られる（ただし、モデル II-1 では、a)しか前提されない）。

したがって、「自然状態」における「収奪」行動は、「理性」に基づくものではない。

これらの定義から我々の「自然法」をより厳密に定義するならば、次のようにいえる：

「自然法」とは、(相互収奪的)「自然状態」からさえも、生存欲求にのみ基づく「合理的行動」を各個体が反復する中で、いかなる外部的強制にもよらず、各個体が自発的に行動準則(理性)として認識し、かつ、同じ認識が個別の経過を経てすべての個体に共有されるようなルール(普遍理性)をいう。

ただし、こうして認識された「自然法」の永続的/安定的拘束性については、特に規定しないものとする。

<注記：本稿と同様、相互の協調関係を予め前提しない状況からの協調関係(倫理)生成の試みは、今日、例えば、Rawls や Axelrod によってなされている。

ただし、本稿における問題設定は、特に以下の点でこれらとは大きく異なる；

1)Rawl においても Axelrod においても、「非協調関係」は「囚人のジレンマ」状況として定式化されている。しかしながら、「囚人のジレンマ」は、①協調/非協調による利得表が予め設定されている、②協調は「善」であることが前提されている、③各当事者にとってこの利得表は既知である、④各当事者はこの利得表に基づいて「合理的選択」を行う、等の仮定を含んでおり、よって、①制度の内在、②完全情報、③人間の本性としての「理性」の存在、等が予め前提されている可能性がある。

2)これらの前提は、それぞれの議論においてはともかく、社会形成前の仮想的始原状態としては必ずしも適切とはいえない。すなわち、Hobbes 以前の議論と同様の論理的難点を内在している可能性がある。

3)特に Rawls の「無知のヴェール」は、既に

「社会」という存在を各個人が認識していることを示すものであり、本稿の目的とするところとは異なる観点にたつものである（勿論このことはこのことのみで Rawls の議論に対する本質的な批判となるものではない）。

4) また Axelrod の議論の最大の興味は、いかなる技術的（よってかなり限定的な）戦略選択の共有が自生的秩序を導き出し得るか、という点にある。これもまた、本稿の目的とは異なる視点である。

5) これにたいして、本稿の「相互収奪状況」は、盲目的であり、かつむしろ「反」理性的な闘争状況である。しかも、仮にすべての主体が積極的な闘争を停止したとしても、それが、当該主体あるいは集合全体にとって必ずしも「利得」をもたらすとは限らないという条件にもとづいている。したがって、「社会形成」を可能とする基盤として最も厳しい条件を設定しているといえる。この最悪の条件からさえも、「協調は善（合理的）である」という認識が発生し得るか、あるいは、これをいかに緩めれば社会は可能であるか、というのが本稿の問題設定である。この問題意識にたつならば、Axelrod の議論における技巧的な（従って特殊性を含む）戦略の普遍的共有は、必ずしも説得的とはいえない（当然、これは Axelrod の興味とは異なるため、彼の議論を非難するものではない）。

6) 更に、Rawls や Axelrod の議論では、結果の妥当性を追認（あるいは保証）するものとして、生物学的進化とのアナロジーが述べられている。こうした類似性はきわめて興味深くはあるものの、筆者は残念ながらこのようなアナロジーについて云々する知識をもたない。従って、本稿の議論は、生物学的進化論とはまったく独立に構築される。>

3. 異星人たちの相互交換

前節にしたがい、われわれは「自然状態」の具体的モデルを作ろうとするわけだが、このような「自然状態」とは、次のような状況に例えられるだろう：

それぞれにまったく別の惑星からやってきた異星人たちが、たまたまある星の荒野へバラバラに漂着した。彼らはお互いに未知の、異形の生命体であり、共感どころか、言葉も通じない。そもそも相手が、少なくとも「知的」生命体なのか、それとも蛙ていどの脳味噌の持ち主なのか、それすらわからない。もちろん異星人同士だから、「種の保存」的要因も入り込む余地はない。しかも、自分自身の知的水準さえ、生まれ育った星とはまったく違う環境に突然一人ぼっちで放り出されて、赤ん坊なみに落ちてしまっている。

彼らにどうやらわかるのは、この辺りにいるすべての異星人は、生命維持のために同じ種類の食物を必要としており、それらを各人が運任せで生産しているということだけだ（*5）。従って、とりあえず彼らが思いつくのは、「自分にとって不足している食料は、別の異星人がもっているかも知れない。それを奪ってくるのが自分の生き延びる唯一の道だ」といったことだろう。

さて、こうした異星人たちの間にも、交換（収奪）を繰り返すうちには、何らかの「自然法」が生じえるのか？、平和な共存は可能なのか？、というのが、本稿におけるわれわれの課題である。

4. 相互収奪状況モデル

これらの論点を考慮して、われわれは次のような限界的モデルを考える（モデル II - 1）

;

1. ある開かれた領域に個的主体がランダムに分布している。
2. 各個的主体は、各期ごとに、自らの生存に必要な複数の財を生産する(* 6)。
3. ただし、各個的主体の各期の各財の生産量は、偶然に左右される(* 7)。
4. 各個的主体は、自己の生存に必要な量を満たさない財を、他から調達しなければならない。(1~4は、原モデルIと同じ)
5. 各個的主体は、他者からの収奪によって不足を補おうとする。
6. 収奪に際しては、闘争がなされる。闘争の結果は、両者の保有する power と偶然によって決定される(* 8)。
7. 勝者は敗者の余剰財をすべて収奪する。
8. 闘争はすべての他者との間で、相互距離(ここにいう「距離」とは別稿において述べたと同様に「社会的/心理的距離」の意である。あるいは、「探索コスト」によって測定される「距離」と考えても良い。)に基づく順序によってなされる。
9. 闘争による疲弊(偶然に依存)は power を減少させる(* 9)。
10. 闘争の結果、勝者は敗者との「距離」を縮小する方向に移動し、敗者は勝者との距離を拡大する方向に移動するものとする(* 10)。
11. 各期末(すべての他者との闘争が一巡した後)において、財の不足および探索コストは power を低減させ、一方、保有財の一部は次期に持ち越されるものとする(* 11)。
12. power が0以下となった主体は「死亡」する。

上記モデルをプログラムとして記述し、コンピュータを動作させた結果、図1、図1'に示

す観察結果、および、次の知見がえられた;

1. ほとんどの場合、数期後には唯一人を除くすべての主体が「死亡」する。
2. 唯一人が生き延びるのは、
 - a)他者との闘争機会が消滅したために、闘争のコストとリスクが回避されたこと、
 - b)しかも、それ以前の他者からの収奪の蓄積によって、偶然要因による「死」の脅威が回避されたこと、によると考えられる。従ってこれにより、唯一生き延びた主体はその後「死の危険」におびえることのない安定的「生」を保証される。
3. 上記結果は、財の種類数、保存率の設定、power の初期値などには依存しない。

これらから次の理解が導かれる;

1. 当然予測されるように、相互収奪的状况は、いかなる意味でも社会的凝集を生ぜず、すべての主体の「死」のみを帰結する。(明らかに、「闘争」が偶然に基づいて限りなく多く行われることから、一種の確率的均衡が生まれると考えるのは誤りである。なぜなら「死」によって、勝敗の結果に非対称性が存在するからである。)
2. しかも、上のモデルは、通常考えられる「相互収奪状况」が闘争の結果として敗者の殺りくを行うのに対して、余剰分しか収奪しないことにより、「全滅」の蓋然性は低くなっている。にもかかわらず、「収奪」は必ず社会形成可能性を排除するのである。
3. このとき、上記のような完全な「相互収奪」的「社会」を「自然状態」のモデルとすることは、一つの論理矛盾となる。
4. ただし、ここで興味深く思われるのは、ここで唯一生き延びた個的主体は、おそらくとも幸福であろうということだ。彼にはもはや

図1 モデルII-1の動態

完全な相互収奪状況。20期後には既に全滅に近い。

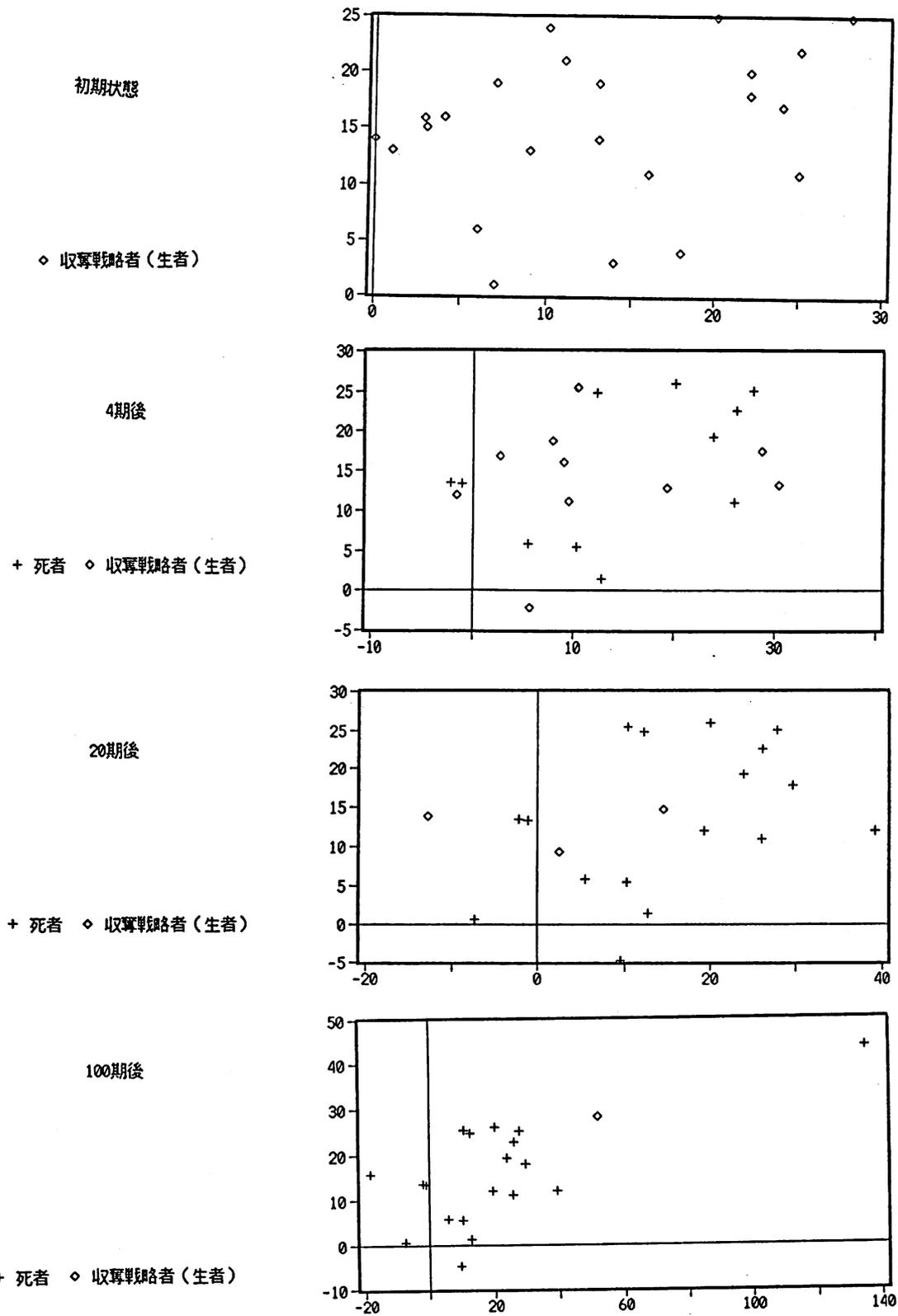
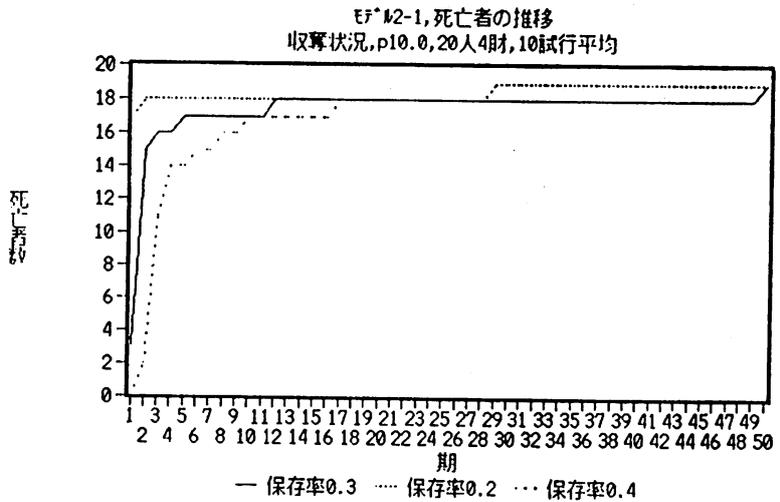
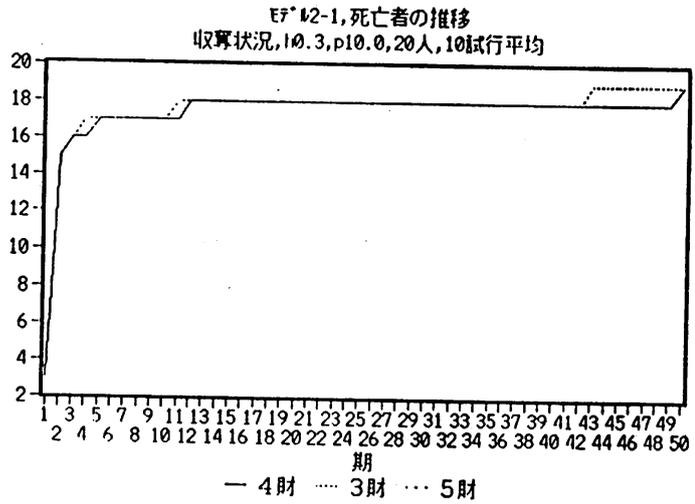
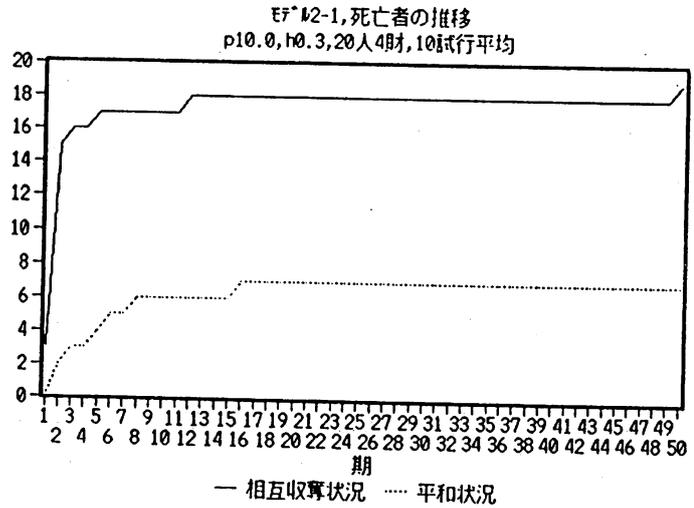


図1' モデルII-1の死亡率の推移

平和交換状況と相互収奪状況では死亡者数に大きな差が生じる。

相互収奪状況では、パラメータの設定に関わりなく（進行過程の早遅はあるものの）、最終的に唯一人だけが生き残る。



生存に必要な財の不足に悩まされることも、他者からの暴力におびえる必要もない（前記＜結果＞2項による）。彼は孤独なまま自足している。どうやら本モデルの相互収奪的状况は、「ルソー」的自然人を生成するようだ。が、いずれにせよここからは、社会形成へ向かう誘因は生じない。

5. 「平和」は可能か

しかしながら、上記の理解は、「相互収奪状況」の非存在を帰結するものではなく、よって、「社会が可能」であることの不可思議さを回避するものではない。

そこでわれわれは、「相互収奪状況」からも「平和的交換」が生じ得る可能性を考慮しなければならない。

当然のことながら、このような可能性を考えると、われわれが今つくろうとしているのは「前社会モデル」であることから、

a) 各個的主体は、自らの経験のみに限定された「情報」しかもちえない。

b) 各個的主体に許される「理性」は、上記「情報」にのみもとづく、比較判断に限られる（*12）。

c) いまだ「社会的凝集」さえ認められない状況であることから、各個的主体において「他者」／「社会」は意識されえない。すなわち、各個的主体の行動の動機として、「社会的連帯」、「共感」、「愛他的行為」などの観念を導入することは認められない、などの条件がみたされねばならない（第2節参照）。

再び前記の異星人たちの生活にたとえば、

次のような場面が考えられるだろう：

異星人たちは、不足している食料を求めて、相手が見つかる度に食料奪い合いの闘争を続けてきた。しかし、力に訴えることは、相手も疲弊するが、こちらも消耗する。勝てばよいが、負けた場合にはせっきくの蓄えもすべて失うことになる。しかも、相手がどの食料をもっているか初めからわかっているわけではないので、力を尽くして戦った結果、何も得られないことさえある。それでも、力が強く、十分な戦果をあげているものは、自分の行動方針の正しさを信じ続けるだろう。しかし、奪われるばかりで、獲得する見込みのもてないものは、気力・体力の衰えから、「収奪」という交換方法の有効性に疑問を抱きはじめるだろう。しかも、もう何度も争いを繰り返してきた経験から自分の手元に余っている食料を必要としている異星人もいるということがわかってきたので、自分にとって不足している食料と余っている食料とを、争うことなく交換することはできないものかと考えはじめるだろう。そこで彼は、次から、他の異星人に出会ったとき、まず相手の顔色を伺ってみる。相手が襲いかかってくるようならもちろん戦わざるを得ないが、相手も自分と同じように考えているようならば、そして交換が成立するならば、戦わずに交換取引をする。個々の（弱い）異星人のこのような自発的戦略転換は、状況にどのように影響するのだろうか？

このような想定に基づいて、前節に示したモデルII-1を次のように拡張する（モデルII-2）；

1. モデルI-0と同様、各個的主体は、不足財の調達を他者との闘争・収奪によって行う。ただし、ある期において、この収奪戦略のトータルな結果が彼の財の減少をもたらした場合、

次期には、収奪戦略を積極的にとろうとはしなくなるものとする。

2. このとき彼は、彼からの収奪を試みるものに対しては闘争によって応じ、かつ、彼が勝者となった場合には相手からの収奪を躊躇しないが、(彼と同様) 収奪行動に消極的である者に対しては、収奪によらない交換(これを本稿では「平和的交換」とよぶ)を試みるものとする(本稿の目的に照らして、当然、事前の「契約」などは前提されない)。

この拡張モデル II - 2 を動作させると、図 2, 図 2' に示す観察、および、次の結果がえられる;

1. 収奪戦略は、勝者となった場合の利得は大きいものの、コスト及びリスクが高いため、初期段階から多くの者が平和戦略に転向する(図 2' 参照)。

2. 平和戦略への転向は、防衛権の留保によって、収奪戦略と連続的であると同時に、一方的略奪を許すものではない。従って、この転向は必ずしも彼に不利には作用しない。

3. (おそらくは好運によって) かなり長期間収奪戦略を保持する主体も存在するが、そして彼の保有財は一時的に増大傾向を見せることはあるが、最終的には、彼も平和戦略に転向する、あるいは、「死亡」する。

4. こうして、ある時間経過の後には、対象とする領域内のすべての(生存している)主体は、平和戦略を自己のものとする。

5. こうした経過において、生き残っている各主体の保有する power の平均値は、平和交換モデル(「自然状態」として互惠的交換が前提されているモデル=モデル I [遠藤: 1991a]) の場合と大きな差はみられない。すなわち、相互収奪状況に向かう途上における「死」は「犬

死」でしかない(図 2' 参照)。

ここから次の理解が導かれる;

1. もし個々人が、自己の生存を目的として合理的に行動し、かつ、自己の生存にとって他者との「財」の交換を必要とするならば、彼は自らの限られた経験に基づく判断に従って不可避免的に平和戦略を採用することになる。

2. 上記は、すべての個人にとって等しく成立するため、平和戦略は、交換を行う可能性のある者の間で、相互の心的交流を前提とせず、共有される。

3. したがって、「収奪戦略」から「平和戦略」への移行、あるいは、「平和戦略」の「収奪戦略」に対する優越性は、個々人の合理性に依拠しているにも関わらず、あたかも自然法則のように、あるいは、「神」の定めた掟のように、「交換の行われる領域」を覆うことになる。

4. いいかえれば、この「汝、争うなかれ」の法則は、寄せ集めの異星人の間でも、まるで外部から操られでもするかのように、一つの「共有理性」として自生可能であるということである。しかもこの法則は、その生成条件から明らかなように個々人の合理性に合致し、かつ、(仮にそれが認識されるとして) 集合体の合理性にも合致する。このような法則は、もしそう呼びたいれば『自然法』と称する資格をもつだろう。

5. すなわち、こうした条件のもとで生成され得る「法則」であれば「自然法」と呼び得るし、そして、そのような「自然法」が可能であることがここに示されたわけである。

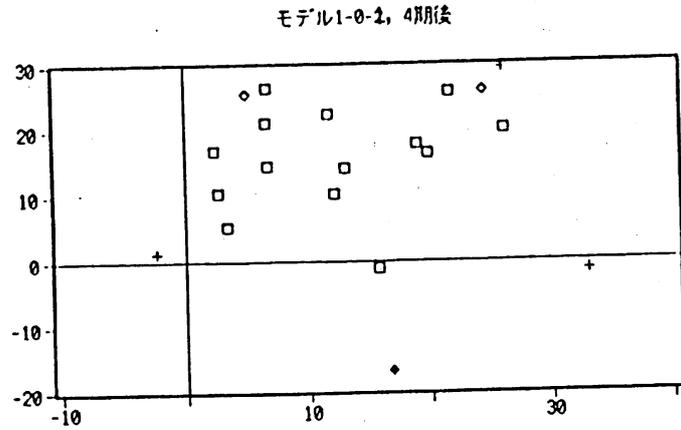
6. 「平和」は永続するか

図2 モデルII-2の動態

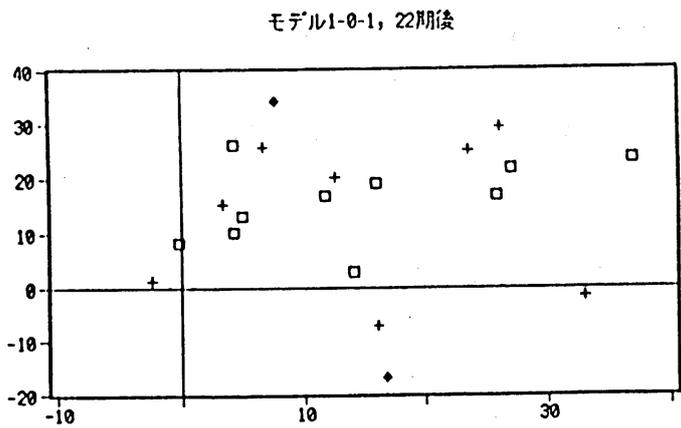
個人は収奪戦略から平和戦略へ移行可能であることを発見した。

収奪はコストとリスクが大きいため、平和戦略者は急激に増える。

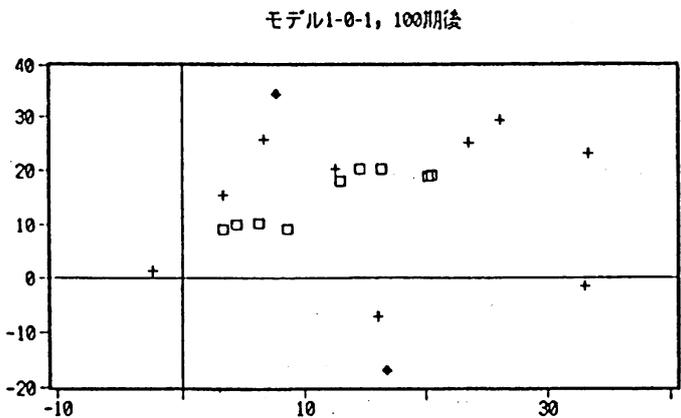
22期後には生存者は平和戦略者ばかりとなり、状況は安定してくる。



□ 生存者 + 死者 ◇ 収奪戦略者



□ 生存者 + 死者 ◇ 収奪戦略者



□ 生存者 + 死者 ◇ 収奪戦略者

図2' モデルII-2の状況変数の変化

戦略転換の可能性が開かれることにより、死亡率は、完全収奪状況に比べて低くなる。

最終的に、「唯一人」ではなく少数のものが生き残ることができる。

領域内の生産力を増加させること（本モデルでは、乱数発生範囲を標準値-5~+6から-4~+7にシフトさせた）により、死亡率を更に低下させることが可能である。

収奪戦略をとるものは急激に減少する。

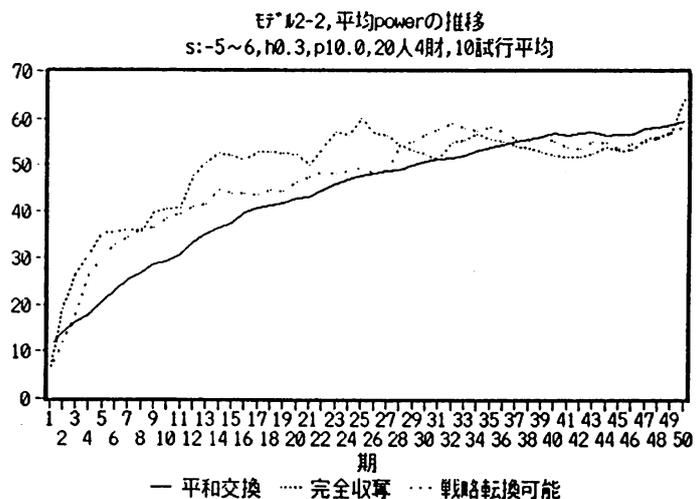
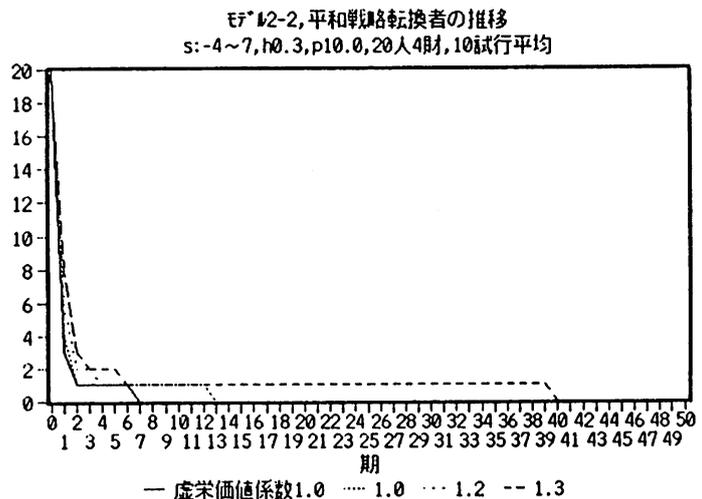
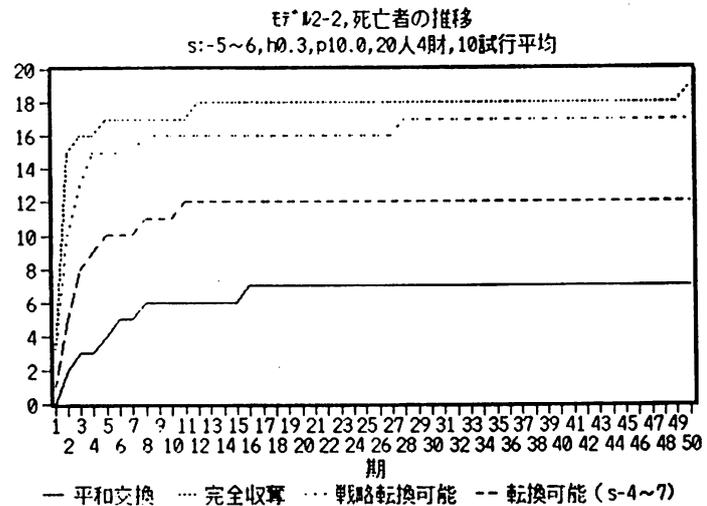
図中、虚栄価値係数とあるのは、闘争によって獲得した財は、そうでない財に比べて高い価値が賦与されるとの想定を表すものである。

（Hobbesは、「万人の闘争」の要因を自負、競争、虚栄心に求めている。）

しかし、本モデルの範囲では、このような設定も、平和戦略への移行をとどめることはできない。

生き残っている各人の保有するpowerの平均値の推移は、この結果でみる限り、平和交換、完全収奪、戦略転換可能のいずれの場合も大きな差はない。

領域内の財の総量が減ることは当然である。



このようにして、必ずしも「他者」を「他者」として認識しないまでも、「相互収奪的状况」から『自然法』が生成されるのであれば、そして、すでに別稿で明らかにしたように「平和的交換」さえ可能であるならば人間の生存をある程度保証する「社会的凝集」が生じ得るならば、われわれは自らの内発的『理性』にのみ基づいて自らの欲望に対して最適戦略をとることが、必然的に他者との共存を保証するという、きわめて個人主義的な社会観が成立することになる。

しかしながら、そこへいたる過程の犠牲の大きさもさることながら、われわれは次の点に留意しなければならない。すなわち、モデルII-2から導出される『自然法』はあくまで個人の内部に存在するものであり、個人の行動を外部的に規制するものではない。従って、彼の『理性』は、もしこの規制の遵守が必ずしも彼にとっての最適戦略ではないとの認識が生ずれば、これを再度修正する『自由』を留保する。ゆえに、『自然法』生成」可能性が直ちに「自然法による領域被覆」の安定性を保証するわけではない。

そこでわれわれは、モデルをさらに次のように拡張する（モデルII-3）；

1. 各個的主体は、収奪戦略によった場合と平和的交換戦略によった場合との自らの過去の財の獲得実績を記憶する。
2. 彼は収奪戦略から出発するが、これら実績記憶に照らして、戦略を何度でも変更することが可能であるものとする。

モデルII-3を実行させると、図3、図3'および次の結果がえられる；

1. 明らかに予測されるように、戦略の双方向転換の可能性は、収奪戦略をとる主体の数を

容易には収束させない（振動しつつ収束に向かう）。

2. この結果、領域内の「死亡率」はモデルII-2の場合に比べて明らかに高くなる。

3. にもかかわらず、収奪戦略者の数は徐々に減少していく。

4. 最終的に、ごく少数（あるいは単独）の「平和主義者」からなる「平和的相互交換狀況」が現出する。（ただし、単独の収奪戦略者が生き残る場合もある。）

5. 生き残っている各人の平均 power の推移を見ると、特に虚栄係数の高い場合、一方向戦略転換可能の場合に比べて、明らかに低くなっている。

我々はこの結果をどのように解釈すればよいのだろうか？

これは時間軸を引き延ばした完全収奪状況の変種にすぎないのか、あるいは、個人合理性にのみ基づく社会生成可能性を示唆するものなのか？相互不信に基づく混乱は一種の「淘汰」段階であってその後には「理性」に目覚めた平和な社会が予定されているのか、あるいは、これは弱者の深刻な悲慘を意味しているのか？

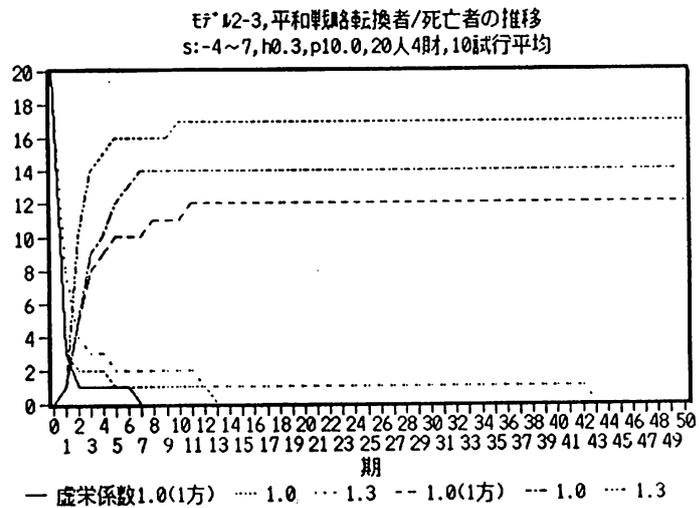
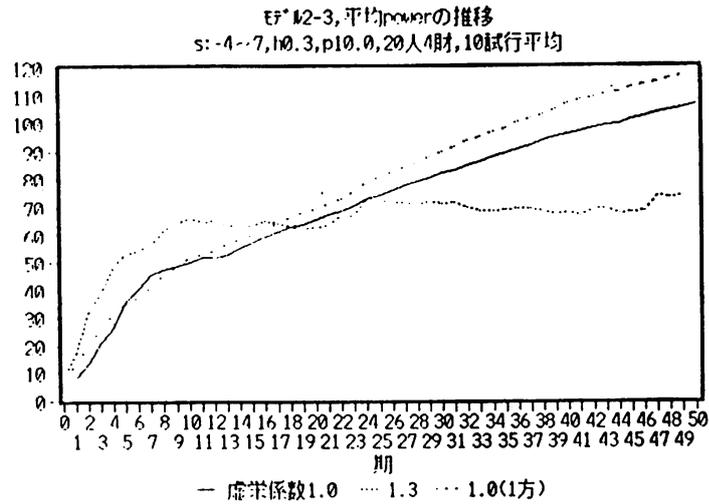
しかし、ここで結論を急いでも意味がない。

少なくとも我々は、「他者」を自己と同等の存在である「他者」として認識することもなく、「社会」（他者との共生）の観念をもたない状態において、しかも限定情報に基づく功利的判断から不断の態度変更を行う自由を行使しながら（従って、「他者」の協調的態度を予期することは不可能でありながら）も、あたかも何らかの拘束力が作用しているかのように、自ら意図せぬままに、他者との共生の可能性を示唆する「普遍理性」を他者と分有しえることを確認した。

図3' モデルII-3の状況変数の推移

繰り返し戦略転換可能の場合も、収奪戦略をとるものは急速に淘汰される。ただし、図では平均値をグラフ化したために収奪戦略者数の波動が平滑化されている。

平均 power の推移からみれば、一旦認識された平和戦略の遵守の方が、繰り返し戦略転換可能である場合に優越するようだ。特に、虚栄心によって闘争の結果が過大評価される場合、平均 power はかなり低く抑えられてしまう。



このような「普遍理性」は、それがa)個々人の内発的意志であること、b)「社会」の生成・維持の基本要件であること、から、これを「自然法」とよぶことは可能だろう。そして、もしこのように生成可能な「普遍理性」を「自然法」と措定することが許されるならば、我々は、所与の価値概念や「道徳」を当てにせず、「法の真理値」を考える基盤を得ることができる。

7. 今後の展望

ただし、問題はまだまだ多く残されている。

まず第1に、もしこのような「自然法」が、予め機械論的に実現を予定されているならば、我々はこれを改めて問題化する必要はない。我々のなすべきことは、あらゆる「自由を社会に対して主張し、「自由」の円滑かつ効率的な作動を追求することとなる。

しかしながら、第2に、モデルII-3における「死亡率の高さ」は、上記とは反対に、この「自然法」の正当性（機能性／有効性）に疑問を投げかけざるを得ない。もしこのような「自然法」十分な効力を有しないのならば、「自然法」が存在するとは、一体何なのだろう？ただし、次のように考えることは可能であろう。すなわち、「自然法」とは、認識されるや否や、その否定を生ぜせしめるような観念である。言い替えば、「自然法」は反自然法と対の形でしか存在し得ない存在であり、よって、秩序維持に関してそれのみでは実効性を有しない。にもかかわらず、「反自然法」の存在が認識されるときには、これに対する「否定」として参照されるような観念なのだ。このように理解するとき、実は我々はモデルII-3において

Hobbes 的状态に近接したのだと考えることができる。すなわち、「自然法」が状況に既に埋め込まれ、理性はこれを認識しているにも関わらず、ほぼ全滅に至るまで相互収奪を繰り返す、という状況を(*13)。

そして第3に、実は筆者は、モデルII-3の動作前には、収奪戦略者と平和戦略者の増減が波動的推移を示すのではないかと予期していた。（これは、前記「自然法」理解にそう観点である。）が、実行してみると、かなり一方的な平和戦略者への収束が観察された。その理由は、一つは上記2つの問題と関連するものだが、もう一つは、モデルのクローズ性にあると考えられる。すなわち、このモデルでは、「財の生産」という面以外には、「外部」の効力が弱いために、「死」のリスクを補うだけのpowerを蓄えた(*14)主体の力がかなり強くなってしまいう可能性がある（programmeを参照すれば、その点についてかなり配慮してあることは明らかだが）。これは、「現実」に照らしてみたとき、一概に不当であるとはいえないが、もし我々が何らかの新たな視点を確立しようとするならば、この点に関してより慎重な検討が必要であろう。

さらにこれらの問題は、社会動態が唯一の経路に限定されるものではないという事情とも連結する。

すなわち、社会動態は、単独の論理のシーケンシャルな連鎖として現れるものではなく、複数の必ずしも整合的でない社会論理の相互過程として現れるものである。従って、我々は、本稿における「『自然法』生成可能性」を、別稿において述べた「社会的凝集生成可能性」および「社会組織生成可能性」と連絡させることによって、より正当性を主張し得る結論を導き出すことができるだろう。

<注>

*1 E. ヴォルフによれば、「自然法」について少なくとも120の定義が可能であるという

*2 橋爪大三郎氏による

*3 例えば、アリストテレスあるいはトマス主義的観念においては、自然状態とはすなわち宇宙秩序の発現であり、従って「自然法」は「発見」されるべき普遍の「自然法則」として認識される。

一方、ストア学説によれば、「自然状態」とは「種子の理性を通じて自己運動するある本質」(P. Foriers, 1973)であり、よって人間はこの合理的に構成された世界を「解釈」する事により「自然法」を規定していくことになる。

さらに、プロテスタント的自然法学派は、人間の「社交性」および「理性」を所与とする事によって、「理性法」としての「自然法」が演繹されるとした。

*4 これに対して、エピクロス主義者は、事物の本質は認識し得ないものであるとし、従って、正・不正は単なる慣習の問題であるとしている (P. Fourier, 1973)。

*5 ここで諸財の特性、各人の生産能力格差、必要量の相違などを無視しているのは、本稿の目的にかなう限りにおいて、モデルを単純化するためである。これらの要因については、別稿で検討する。

*6 標準4財とする。

*7 標準は、-5~6の範囲の一樣乱数によって決定するものとする。

*8 各人のpowerの範囲で一樣乱数を求め、これを比較して勝敗を決定する。

またpowerの初期値はすべての主体について等しく10.0とした。

*9 0~2の範囲の一樣乱数によって決定。

*10 勝った場合は、獲得財/保有財の絶対値の和*0.4の割合で相互距離を短縮、負けた場合は、損失財/保有財の絶対値の和*0.4の割合で相互距離を拡大。

*11 不足財の値はそのままpowerから差し引く。探索コストは、闘争相手との距離の総和

*0.005とする。保有財の保存率は一律30%とする。

*12 したがって、協調/非協調による利得情報は保有せず、(もっとも、本稿のモデルではこのような利得表が予め想定されることはないが、)よって「囚人のジレンマ状況」は存在したとしても認識され得ない。この点で、本モデルは、AxelrodやRawlsのそれとは性質を異にする。

*13 Hobbesの議論において、「自然法」および「理性」が所与であることは周知である。

*14 モデルI [遠藤：1991a] 参照

<参考文献>

Axelrod, R. 1984 *The Evolution of Cooperation*, Basic Books Inc. =1987 松田裕之訳『つきあい方の科学』, HBJ 出版局

Durkheim, E. 1897 "Cours de science sociale—lecons d'ouverture", =1975 小関藤一郎他訳『モンテスキューとルソー』法政大学出版局, p.182-185

----- 1892 "Essai sur l'origine de l'idée de droit" *Revue philosophique* 35, 1893:290-296 =1990 内藤莞爾編訳、『デュルケム法社会学論集』, 恒星社厚生閣

遠藤薫 1991a 「社会圏の生成——社会過程の予備モデルI」, 『理論と方法』6-1

----- 1991b 「主人/奴隷関係の生成——社会過程の予備モデルII」, (投稿中)

----- 1991c 「法・契約・権力の生成」, (第11回数理社会学会報告要旨)

- Foriers, P. & Perelman, C., 1973 "Natural Laws and Natural rights" =1987, 杉田敦訳「自然法と自然権」『法・契約・権力』平凡社
- Hart, H.L.A. 1961 *The concept of law*, Oxford Univ. Press =1979 矢崎光國他訳,『法の概念』,みすず書房
 ----- 1983 *Essays in Jurisprudence and Philosophy*, Oxford Univ. Press=1990 矢崎光國他訳,『法学・哲学論集』,みすず書房
- Hobbes, T. 1651 *Leviathan* =1979 永井道雄他訳,『リヴァイアサン』「世界の名著 28」,中央公論社
- Hofstadter, D.R. 1985 *Metamagical Themas*, Basic Books Inc. =1990 竹内郁雄他訳,『メタマジック・ゲーム』白揚社
- Locke, John 1690 *An Essay concerning Human Understanding* =1980 大槻春彦訳,『人間知性論』,「世界の名著 32」,中央公論社
- Luhmann, Niklaus 1965 *Grundrechte als Institution*, Duncker & Humbolt =1989 今井弘道他訳,『制度としての基本権』,木鐸社
- Rousseau, Jean-jacques 1755 *Le discours sur l'origine et les fondements de l'inegalite parmi les hommes* =1965 小林善彦訳,『人間不平等起源論』,「世界の名著 30」,中央公論社
- Rawls, J. 1967 "Distributive Justice" =1979 田中成明他訳,「分配における正義」,『公正としての正義』,木鐸社
- Strauss, Leo 1965 *Hobbes' Politische Wissenschaft*, Hermann Luchterhand Verlag GmbH =1990 添谷育志他訳,『ホッブズの政治学』,みすず書房
- Watkins, J.W.N. 1973 *Hobbes's System of Ideas*. =1988 田中浩他訳,『ホッブズ——その思想体系』,未来社

(えんどう かおる)